

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の 状況に関する意見等

一般社団法人 全国精神障害者福祉事業者協会
会長 木ノ下 高雄



一般社団法人 全国精神障害者福祉事業者協会(NAWM)の概要

1. 設立年月日:令和4(2022年)年10月21日

2. 活動目的及び主な活動内容:

当会は、これまで精神障がい者を支援する全国の社会福祉事業者及び関係団体との連携協力を深めながら精神障がい者の社会福祉の増進を図ることを目的に活動しており、同様に活動していた全国組織の2団体が2022年10月8日に組織統合し、同年10月21日に設立された団体である。

全国組織としては、①精神障がい当事者を主軸に据えた政策の提言、②障がい当事者支援の質の向上や地域生活支援の充実に向けた取組、③地域で暮らす生活者としての権利の確立などを目標に掲げつつ現在まで活動を行っている。

【主な活動内容】

- ・ 全国研修会及びブロック研修会の開催
- ・ 会員に向けた精神保健医療福祉に係る制度・政策等の情報提供
- ・ 災害被災地の会員事業所等への支援
- ・ 精神保健福祉事業団体連絡会との連携(定例会議、合同研修会、合同調査研究など)

3. 会員事業所数 429事業所(3道府県組織を含む)2025年4月現在

4. 団体代表 会長 木ノ下 高雄

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

1. 相談支援事業に対する意見について

- 複雑多様化した精神保健の相談支援ニーズも増加していることから、相談支援専門員の確保や幅広い相談支援を担える市町村の体制作りなど、相談支援事業所の機能強化と安定した職員配置が可能となるよう仕組みを再構築する必要がある。

2. 就労継続支援事業に対する意見について

- 就労系サービスにおいては営利企業の急激な増加から、地域によっては社会資源の飽和状態が見られるとともに、サービスの質の低下が顕在化している現状がある。とりわけ就労継続支援B型事業においては総量規制や質を担保するための行政による審査の仕組みの導入を検討する必要がある。

3. 宿泊型自立訓練(生活訓練)事業に対する意見について

- 宿泊型自立訓練(生活訓練)事業については、事前の体験利用のニーズが少くないことから、グループホームと同様に体験利用についての報酬算定が可能となるよう改善すべきである。

4. 「処遇改善加算」に対する意見について

- 令和6年度の報酬改定での処遇改善加算により、法人によっては5%から8%の職員給与の年間賃金の改善の実現が出来たところもあるが、相談支援事業所の職員についてはどこも法人の持ち出しとなっていることから、現行の処遇改善加算の見直しが必要と考える。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

1. 相談支援事業に対する意見について

- ・ 障がい当事者との契約を前提とした現行の障害福祉サービスは、利用者の主権と事業者との対等な関係性を担保する上で重要な意義を持つものであるが、精神障がい者の場合は未治療や未受診の事例、支援を拒否したり中断したりする事例も少なくない。ときにはアウトリーチが必要となるなど、支援の労力に見合った報酬体系にもなっていない。三障害一元化といわれる現行制度であるが、障害特性ゆえの支援の困難さやそこに従事する専門職を確保して事業が維持できる仕組みが必要である。【視点3】
- ・ 支援が難しい障がい当事者も含めて、質の高い持続可能な相談支援を提供し続けるためには、相談支援事業所の大規模化と事業の複合化が必要で、事業所内での人材育成を積極的に行いマンパワーを継続的に確保すること。官民協働で地域づくりを見据えた活動を展開していくことが重要である。【視点3】

2. 就労継続支援事業に対する意見について

- ・ 旧法と比較して現行制度による障がい者の就労支援が飛躍的に充実したことは間違いないが、一方では、営利企業等の数多くの民間参入の結果、地域によっては就労継続B型事業所がニーズに対して大幅に増加し、利用者にとって必要な支援が十分に行われていない事業所も散見されるなど、障害福祉サービスの質の低下が懸念されることから、地域の支援ニーズに応じた総量規制やサービスの質を担保するための設置基準を設けるなど、事業所認可のあり方を見直すべき。【視点1】【視点3】

3. 宿泊型自立訓練(生活訓練)事業に対する意見について

- ・ 精神障がい者が宿泊型自立訓練(生活訓練)の利用を希望する場合に事前の体験利用を希望する人が多いが、その必要性に鑑み報酬算定が出来なくても応じている現状がある。また、市町村が整備を進めている「地域生活支援拠点等整備事業」の体験の場はグループホームが想定されているが、宿泊型自立訓練は想定されていないことから、同様に体験利用が出来て報酬算定の対象となるよう見直しが必要である。【視点3】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

4. 「処遇改善加算」に対する意見について

- ・ 現行の「障害者総合支援法」の第1条の目的には「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い(抜粋)」とあり、第5条18・19項には「相談支援」の諸事業が位置づけられている。計画相談支援はサービス利用を開始する前に行うなど、相談支援事業は他の障害福祉サービスと一体的に実施するものであり、当該事業を担う有資格者である専門職員を継続的かつ安定的に確保するためには処遇改善は欠かせないものである。しかしながら、現在の「処遇改善加算」は相談支援事業所は対象となっておらず、相談支援事業所を含む複数の事業所を運営する法人では、対象とならない事業所分はすべて持ち出しとならざるを得ず負担が大きくなっている。既述の法の趣旨からも相談支援事業所にも「処遇改善加算」の対象とすべきである。

【視点2】【視点3】